

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、その者に係る第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を上回る場合に限り、適用日以後の期間に係る補償（平成30年4月1日（以下

「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)をいう。以下同じ。)について適用する。

- (1) 新条例第5条第3項の規定による補償基礎額を用いて計算した適用日以後の期間に係る補償の額
 - (2) この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第5条第3項の規定による補償基礎額を用いて計算した適用日以後の期間に係る補償の額
- 3 前項の場合において、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に旧条例の規定により支給された適用日以後の期間に係る補償は、新条例の規定による適用日以後の期間に係る補償の内払とみなす。
- 4 附則第2項の場合のほか、新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提出理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成30年政令第29号)の施行に伴い、補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。